

新報

島根県教育庁
隠岐教育事務所
隠岐の島町湖原4
電話2-9772

教師の資格



新しい年が始まりました。本年も皆様にとってまた子供たちや学校、地域の方々にとって幸多き年でありますようお祈り申し上げます。新型コロナウイルス感染症もあり、ご苦労も多いことと推察していますが、学校でできることを工夫しながら、子供たちの挑戦、体験、そして学びを止めない教育活動を変わず、実現していただきたいと思えます。さて、教育公務員特例法に「教育公務員は、その職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければならぬ」とあるように、私たちに「学び続けること」が求められ、努めなければなりません。

せん。この冬、国語科の研究で有名な大村はま氏の著書「教えるということ」を再読しました。そこに書かれていた「教師の資格」として、学び続けることを説いた言葉が心に残りましたので紹介します。

なぜ研究（研修）をしない教師は『先生』と思わないかと申しますと、子供というのは、『身の程知らずに伸びたい人』だと思つからずです。いくつであつても伸びたくて伸びたくて……。一步でも前進したくてたまらないのです。そして、力をつけたくて希望に燃えている。その塊が子供なのです。勉強するその苦しみと喜びのただ中に生きてるのが子供たちなのです。研究をしている教師は子供たちと同じ世界にいます。研究をせず子供と同じ

世界にいない教師は『先生』としては失格だと思えます。子供と同じ世界にいたければ、自分が研究し続けなければなりません。研究の喜びと苦しみを身をもって知り、味わっている人はいくつになつても、子供の友であると思えます。それを失つたらもうダメです。いくらかわいいというまなざしで見たり、一緒に遊んだりしても、たわいもないことです。もっとも大事なことは、研究をしていて、勉強の喜びと苦しみをひしひしと感じていること。そして伸びたい希望にあふれていることです。わたしは、これこそ『教師の資格』だと思えます。

学校は、「子供たちの豊かな成長・発達」のために存在します。この根本的な命題に迫るためには、学び続ける教師の資質が必要不可欠ということでしょう。

さて、皆様が自分を伸ばすために、今学びたいこと・学ぶべきことはどのようなことでしょうか。授業づくり、生徒指導、特別支援教育、地域連携、事務効率化・・・自分を伸ばすための発達の課題を見つめ、内発的な成長意欲を高め、学び続けることで希望に溢れる一年になることを願っています。

隠岐教育事務所では、経営方針を「隠岐のつながり・関わり」の深さを生かし、『元気とやりがい』を届け、創る信頼される教育事務所」としてあります。傾聴を基本姿勢とし、総合的に対応できる教育事務所の強みを生かしながら、学校長の学校経営や実態に基づき、学校訪問や研修会を通して、よさを探し、今後の希望や働きがい・生きがい

定期人事異動

少しでもつながるような「元氣とやりがい」の支援をめざしたいと考えています。学び続ける仲間として、教育委員会・学校・関係機関とともに歩みたいと思えますので、教育事務所スタッフに気軽に声をかけて頂ければと思います。

ついでには、隠岐に生活の本拠地を置く者は、島前・島後をそれぞれ特例地域として、六十歳までに当該特例地域での勤務を四年行うこととしていきます。また、この勤務終了後は、同一市町村十五年に係る細則は適用されないこととなります。隠岐管内四町村はすべて、陸路でつながる隣接市町村がない地域です。こうした隠岐の地理的特殊性から人事交流に際して、先生方の負担があることは承知しています。しかしながら、隠岐全体の子供のため、隠岐全体の教育の発展のために広域的な人事が必要不可欠となります。個々の事情があることと思えますが、どうかご理解ご協力をお願いいたします。また、今後段階的に定年年齢が延長されることを踏まえて、将来的な赴任計画を考

島根県教育委員会では、昨年度に教職員の人事異動方針細則等の大幅な改正を行い、改正の一部を昨年度末に一部先行しました。そして本格的な実施については、令和五年度（令和四年度末人事異動）に実施することになりました。ご承知のように人事異動は、「学校の教育活動を一層清新活発にし本県教育の推進に資する」ことを目的に広域的な視野に立ち行うものです。隠岐管内の広域人事に

な赴任計画を考えていただくようあわせてお願いします。

（文責 熊本）

